



ならしんベンチャーファンド

新産業の創出、地域活性化につながる
事業資金をご融資します



※詳しくは最寄りの窓口でご確認ください。

2018年4月2日現在

制度名	「ならしんベンチャーファンド」	
取扱総額	年度毎に設定(総枠に達し次第、お取扱いを中止させていただきます。) ※年間3億円程度	
ご利用いただける方	原則として奈良県内または奈良県発の中小企業で、当金庫委員会の支援認定が得られる下記業種を中心とした新規事業や新分野開拓に取組む意欲的な事業者の方 医療・福祉分野、情報通信関連分野、新製造関係分野、新エネルギー・省エネルギー関連分野、流通関連分野、生活文化関連分野、ビジネス支援関連分野、バイオテクノロジー分野、環境整備分野、航空・宇宙(民需)関連分野、住宅関連分野、国際化関連分野等	
お使いみち	新産業の創出、地域活性化につながる事業資金 お使いみちによって、右記4ランクに分類させていただきます。 (ベンチャーランク・ランク別限度額)	シード： 30百万円 アーリー： 100百万円 ミドル： 200百万円 レイター： 300百万円
お借入限度	対象となる事業費の40%～50%程度で、 <u>上記ベンチャーランク別の限度額以内</u> ※但し、年度別のベンチャーファンド取扱総額を超えない金額とさせていただきます。	
ご融資期間	案件別に設定させていただきます。 (事業の収益性・設備耐用年数・技術開発スケジュール等を総合的に勘案して決定させていただきます。)	
ご融資形式	証書貸付	
ご融資利率	別途基準にて個別に決定させていただきます。	
ご返済方法	「元金均等毎月返済」とさせていただきます。 ※必要に応じて据置期間も検討させていただきます。	
担保	無担保となります。 ※ただし、必要な場合は担保取扱要領に準じてお取扱いさせていただきます。	
保証人	法人の場合、代表者を含めて1名以上を連帯保証人とさせていただきます。 個人の場合、保証人は不要です。	
苦情処理措置	本制度の苦情等は、当庫営業日に営業店または支店部お客さまサービス担当(9時～17時)0120-004317までお申し出ください。	
紛争解決措置	東京弁護士会(03-3581-0031)・第一東京弁護士会(03-3595-8588)・第二東京弁護士会(03-3581-2249)・奈良弁護士会(0742-22-2035)の仲裁センター等や、証券・金融商品あっせん相談センター[ADR FINMAC](0120-64-5005)で紛争の解決を図ることもできますので、ご希望のお客さまは上記支店部お客さまサービス担当または全国しんきん相談所(03-3517-5825)にお申し出ください。 お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、上記東京の弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。 その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。 詳しくは、上記弁護士会、当金庫支店部お客さまサービス担当もしくは全国しんきん相談所へお問い合わせください。	
その他	お申込みに際しては、当金庫所定の審査がございます。審査の結果によっては、お申込みをお断りする場合や、金利・条件の適用についてご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。 お申込み中であっても、当金庫での全店取組金額が取扱総額に達した場合は、お取扱いを終了させていただきます。 ご融資決定後は、半期ごとに事業計画のご提出と、実績のご検証をいただきます。 ベンチャーファンドの性質上、当金庫委員会での検討が必要となります。このため通常の貸出金個別審査に比べ、諾否の決定に時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。 お申込みの方法やご返済額の試算など、詳しくは当金庫担当者または窓口までお問い合わせください。	



奈良信用金庫

奈良信用金庫 支店部
フリーダイヤル0120-004317
受付時間 平日 午前9時～午後5時